

社援保発0331第21号
平成27年3月31日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局保護課長
(公 印 省 略)

「生活保護法の一部改正による生活保護法第29条第2項の創設に伴う同条第1項に規定する関係先への調査実施に関する留意事項について」の一部改正について（通知）

生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第69号）については本日公布されたところである。

これに伴い、「生活保護法の一部改正による生活保護法第29条第2項の創設に伴う同条第1項に規定する関係先への調査実施に関する留意事項について」（平成26年6月30日社援保発0630第1号）の一部を別紙のとおり改正し、平成27年4月1日から適用することとしたので、内容を十分御了知の上、関係機関等への周知を図るとともに、その実施に遺漏のないようにされたい。

新旧対照表

「生活保護法の一部改正による生活保護法第29条第2項の創設に伴う同条第1項に規定する関係先への調査実施に関する留意事項について」（平成26年6月30日社援保発0630第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）

改正後						現行					
第1～第5 (略)						第1～第5 (略)					
【別紙】 (略)						【別紙】 (略)					
調査項目に係る根拠法	調査項目	調査先から提供される情報	調査先	保護の実施期間等 が提供する情報		調査項目に係る根拠法	調査項目	調査先から提供される情報	調査先	保護の実施期間等 が提供する情報	
【資産の状況に関するもの】 (略)						【資産の状況に関するもの】 (略)					
【収入の状況に関するもの】 (略)						【収入の状況に関するもの】 (略)					
26	雇用保険法	教育訓練給付金 (専門実践教育 訓練に係るもの に限る。)	金額・支給さ れた期間	管轄のハローワ ーク雇用保険給 付部門	調査対象者氏名・ 性別・生年月日・ 住所・保護の開始 (廃止)日	26	雇用保険法	教育訓練給付金	金額・支給さ れた期間	管轄のハローワ ーク雇用保 険給付部門	調査対象者氏名・ 性別・生年月日・ 住所・保護の開始 (廃止)日
(略)						(略)					
31	雇用保険法	教育訓練支援給 付金	金額・支給さ れた期間	管轄のハローワ ーク雇用保険給 付部門	調査対象者氏名・ 性別・生年月日・ 住所・保護の開始 (廃止)日	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
32～57 (略)						31～56 (略)					
58	生活困窮者自 立支援法	生活困窮者住居 確保給付金	金額・支給さ れた期間	都道府県又は市 町村生活困窮者 自立支援制度担 当課	調査対象者氏名・ 性別・生年月日・ 住所・保護の開始 (廃止)日	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
59～93 (略)						57～91 (略)					
【その他】 (略)						【その他】 (略)					
(以下、略)						(以下、略)					

